

## 農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年5月9日(金) 午前10時から11時05分

2.開催場所 役場2階 大会議室

3.出席委員(14人)

会長	1番	野澤 典生
会長職務代理	2番	飯澤 清成
農業委員	3番	青木 博子
	4番	島田 美知恵
	5番	赤羽 道子
	6番	高井 学
	7番	横川 又司
推進委員		中村 良治
		伊藤 信一
		唐澤 秀明
		吉江 森男
		小松 英幸
		有賀 則幸
		有賀 米吉

4.欠席委員 なし

5.議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について《諮問案件確認》

議案第2号 非農地の承認について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当しない土地の判断について

報告事項

6.その他

7.農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 丸山 貴之

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 野澤 隆生

役場産業振興課農政係 松田 馨司

## 8.会議の概要

### <丸山事務局長>

定刻には少し早いですが皆様お集まりになりましたので始めさせていただきます。それでは本日の進行を務めます産業振興課長丸山と申します。よろしくお願いいたします。次第に沿って進行させていただきます。開会の言葉を飯澤代理お願いいたします。

### (開会)

### <飯澤職務代理>

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今回審議する内容が何件かちょっと件数ありますが、慎重審議の方をよろしくお願いいたします。

### (会長あいさつ)

### <野澤会長>

おはようございます。皆さんのところにこういう赤いジャンパーをお配りしました。農業委員会ってということで4年ほど前にみんなで作ろうということで、町にお願いして作っていただいたジャンパーです。私どもいろいろことがある中でこういうジャンパーを着て、農業委員がこういう活動をしてるんだと、そういうことを道行く方々に見ていただくためにも着用していただくということでやっております。よろしくお願いいたします。

それで話にもありましたが、農繁期ということで非常に田んぼの方も忙しくなっております。私も一般野菜をやってまして、今年異常にちょっと天候がおかしいなと感じています。アスパラをやってるんですが、いつもよりも1週間ぐらい出荷が始まるのが遅れてですね、農業っていうのは天気と全てがリンクしてる。この間もちょっと雨が降らなければ田んぼに水が引けないとか、そういうトラブルがあったりしてですね、非常に天候との勝負という。これから温暖化ということが進んでいく中でですね、私達どうやってこの農業を維持していかなきゃいけないかちょっと考えさせられる一面があったということで、そういうある意味過渡期なのかなと思っております。

今日はですね、議事、協議会の方でもいろいろちょっと盛りだくさんの内容になっております。一つ皆さんにはご協力をお願いして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### (議事録署名委員の指名)

<野澤会長>

本日は5番の赤羽委員、6番の高井委員さんをお願いいたします。

(議事)

<野澤会長>

それでは議事に入りたいと思います。第1号議案から入ります。1ページからあります。では事務局の方からご説明をお願いいたします。

**【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～7番朗読】**

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字辰野…番、地目は畑、面積134㎡を、

大字辰野…番地にお住まいのBさんが譲り受けるものです。

譲渡人のAさんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定はなく、以前よりBさんのお父さんが貸借されていた申請地をそのまま譲り受け、耕作されるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、唐澤推進委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<唐澤推進委員>

特にありません。現地を確認して、説明を受け、問題ないと判断しました。

<野澤会長>

できましたら次回から内容もちょっとこういうことを確認できたとか、境界が確認できたとか、そういうところをきちんと報告いただければありがたいです。よろしくをお願いいたします。この件について何か質問ある方いますか。なければ採決を取りたいと思います。賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)賛成ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、3番は譲受人が一緒ですので、合わせて説明いたします。

所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

2番、大字伊那富…番地にお住まいの C さんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積1303㎡と、

3番、神奈川県相模原市…丁目…番にお住まいの、

D さん、E さんが共同で所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積10㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積361㎡、計3筆 1674㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいの F さんが取得するものです。

3番につきましては、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。

当初計画者の D さんは、住宅用地として平成18年11月16日に5条の許可を受け権利を取得しましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は継承者である F さんが取得し、農地として利用されるということです。

譲渡人の C さんも D さんも耕作の予定はなく、近隣にお住まいの F さんが取得し、一体的に耕作されるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。

この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<野澤会長>

それではまず2番の件についてご説明をいたします。4月13日日曜日に小松推進委員さんとFさんのお父さんの〇〇さんと3人で現地を確認しました。

まず2番については特に農地をもう使わないということで、Fさんは今果樹を中心にされておりますので、それ以外の野菜を少しやりたいということでその農地を取得したいということであります。細かい点については事務局から説明があった通りです。境界等特に問題もなく、道路も接してますので特に問題ないかと思っておりますので、ご審議

よろしく申し上げます。

それでは今の件について何かご質問ある方、挙手をお願いします。なければ採決に入りたいと思います。2番について賛成の方どうぞ

<野澤会長>

まず、2番についてだけ賛成の同意を求めます。賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。

では続きまして3番について。私どもは3番についても同じ日に同じく確認をして参りました。事務局からも説明あったように、当初住宅を建てるということで平成18年にDさんが宅地へ変更したんですが、相模原市からもう帰ってこないということで、本当に面積的にはわずかな感じのところでしたが、まず使わないということでありましたので、今の2番の…番地と隣接してるんで、そのまま合わせてFさんが取得するということになりました。

こちらについても接道しておりますし特に問題はないかと思えます。またこの地域は国調が終わっている地域で境はできております。杭は確認できませんでしたが境は公図で確認してまいりましたので、審議よろしく願いいたします。

はい。それでは3番について何かご質問ありますか。なければ採決を取りたいと思います。3番について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富…番1、地目は田、面積785㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのHさんが取得するものです。

譲受人のHさんは申請地の隣の農地を所有しており、今回の取得により一体的な利用ができるということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

4月17日に私と野澤会長、それから譲渡人のGさん3人で現地を確認させていただきました。譲渡人のGさんは北大出在住ということですが、この田んぼは羽場の一番遠いところにあられて、自宅との距離がだいぶある。毎日水を見に行くのは大変だから、ちょっとやりたくないなということを考えておられるようです。誰か入手して稲作をしてくれる人がいればということで探していたということです。

譲受人は先ほど事務局からも話がありましたように、Gさんの田んぼのすぐ隣に圃場を持っておりまして、稲作をしております。去年まで〇〇の役員ということで、役員を卒業してこれから稲作をしっかりとやりたいというような考えをお持ちで、譲受人と譲渡人の希望があったということで、今回の申請になっております。

境界につきましては、周りは町道とそれから天竜川ということで、それから譲受人のHさんの圃場ということで明確になっておりますし、特に問題ないかと思っております。

それから譲受人は農業機械等も十分持っておりますし、農作業も年間160日というようなことでしっかりやっておられるということで、特に問題はないかと思っておりますのでOKだと考えております。で、一応私ども問題ないということでハンコをさせていただきました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。4番の件について何か質問ある方よろしいでしょうか。なければ採決を取りたいと思っております。4番について賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)はいありがとうございます。

<野澤事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地にお住まいのIさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は畑、面積774㎡および、

大字横川…番、地目は田、面積1595㎡および、

大字横川…番、地目は田、面積421㎡および、

大字横川…番、地目は田、面積1884㎡、計4筆 4674㎡を、

大字横川…番地にお住まいのJさんが取得するものです。

譲渡人のIさんは相続にて申請地を取得しましたが、遠方にお住まいのため、管理耕作ができないことから、以前より貸借にて耕作されていたJさんが取得し、農業経営の安定を図るものです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能でありま

す。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、伊藤推進委員、中村推進委員から意見書をいただいております。

<伊藤推進委員>

農地につきまして4月15日に中村委員と一緒に現地確認しまして、Jさんは隣の集落でも農業を手広くやっております。以前もこの土地を耕作していたということで、問題ないですし現地の方を確認しまして区画等境の方はしっかりしていましたのでよしということで印鑑を押ささせていただきました。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして何か質問なければ採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

続きまして6番について野澤さんお願いいたします。

<野澤事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのKさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は田、面積1205㎡および、

大字伊那富…番、地目は田、面積586㎡および、

大字伊那富…番、地目は田、面積598㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積332㎡および、

大字伊那富…番、地目は畑、面積235㎡および、

大字伊那富…番、地目は田、面積735㎡、計6筆 3691㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいのLさんが取得するものです。

譲渡人のKさんは相続にて申請地を取得しましたが、自身での管理耕作ができず、今回知人より紹介されたLさんが取得するということで申請がありました。

Lさんは箕輪町のお住まいですが、既に箕輪町でも耕作されており、営農計画も提出されていますので、申請を受け付けました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、島田委員、横川委員から意見書をいただいております。

<横川委員>

4月16日私と島田委員、それから事務局の2人も入って頂きまして、土地家屋調査士の△△さんという方も立ち会っていただきまして、6ヶ所の現場がありましたけども、それを確認してました。該当する場所はですね、ちょうど〇〇が地図で見ると右の上の方にあります。近くにですね、あとは××があつたりします。それから飯田線に囲まれた非常に住宅地も増えている場所でもありますけれども、先ほど事務局の方でも紹介があったように、合わせてLさんに譲り渡すというふうになります。それでLさんという方は箕輪の方でありまして、通いながら農業をするという。ちゃんと年間通って農業をするということでもあります。お父さんも農業をされている方です。一応土地家屋調査士も入っておりますので特に問題はないと思いますので承認をお願いします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。6番について何か質問ある方はいますか。なければ6番について採決をとりたいと思います。6番について賛成の方の挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は6ページをご覧ください。

東京都文京区…丁目…番にお住まいのMさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積802㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのNさんが取得するものです。

譲渡人のMさんは町外のお住まいのため、耕作管理ができず、以前より近隣にお住まいのNさんが管理していたことから、このたび取得し、農業経営の拡大を図るということで申請がありました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、島田委員、横川委員から意見書をいただいております。

<島田委員>

4月19日の午後3時から横川委員と私の方で現地の確認をさせていただきました。またこちらの方はですね、〇〇ですかね、そこにありましてその方がNさんでいらっしゃると思います。そこから続きのような土地になっておりました。

実際拝見させていただいたら、草刈りとかいろいろそのNさんがされていたようなんですけども、結構畑にしてこれからやっていくには実際は大変なんだろうなと思っておりまして、そのことも質問させていただいたんですけども、機械を買って耕して畑にしていきたいという意向がありましたので、特に問題はないかと思います。

いずれにしても結構な面積がありますが、これからも管理をされていくというような内容でありました。特に問題はないかと思いますので、よろしく願いいたします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。7番について何かご意見ある方いますか。なければ採決に入りたいと思います。7番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

次はもう説明させていただいてますが、3ページの計画変更については先ほど私の方で説明、また事務局の方から概要について説明させていただきましたが、ご質問ある方はいますか。なければこれについて採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字上島…番地にお住まいのOさんが所有いたします、

大字上島…番、地目は田、面積272㎡を、

大字上島…番地に所在する株式会社Pが取得し、作業所用地を拡張するための申請であります。

Pは□□、□□・□□等の事業を行っていますが、業務拡大に伴い作業所が手狭になったことから、申請地を取得し、作業所の拡大を図りたいということです。

また、こちらは農振農用地でしたが、令和6年7月25日に除外が済んでおります。

申請地はJR〇〇駅よりおおむね300m以内の、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可ですが、隣接地との境には擁壁を設置し、隣接の農地に影響を及ぼさないよう配慮するということですので、問題ないと判断します。

この件につきましては、農振農用地からの除外時より長期にわたり継続していた案

件ということで、赤羽前委員、根橋前推進委員から意見書をいただいております。

<事務局中澤>

この件ですが、赤羽前委員、根橋前推進委員からお話を伺っております。こちらは令和6年7月25日に農振農用地であったために、農振の除外の手続きを行っていただいております。こちらの7ページご覧いただくとわかりますように、〇〇駅入口の信号の角にあるPが業務拡張ということで、隣のOさんの田んぼの一部を分筆した形で、業務の拡張に伴い作業所を拡張するということで申請が出ております。

Pの敷地とこの田んぼの境がちょっと危なくなっていて、斜めに壁が倒れかかっているととても危ない状態で、Oさんの田んぼももう長年この部分だけが日が当たらないということでずっとこの話をされていたようなんですが、今回除外から転用の申請ということで受け付けております。特に問題はないと思われれます。以上です。

<野澤会長>

この件について何か質問ありましたらお願いいたします。それでは採決に入りたいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

<野澤事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのQさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積340㎡を、

同じく大字伊那富…番地にお住まいのRさんと、

松本市…番地にお住まいのSさんが共有で取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲受人のRさん、Sさんは、将来を考え、町内で住宅用地を探しており、このたび父親のQさんの自宅に隣接する農地を譲り受け、住宅を新築したい計画です。

申請地はJR〇〇駅よりおおむね500m以内の、農地法第5条第2項第1号口の(2)の第2種農地であり、位置的代替性がないため許可はやむをえないと判断いたします。

また、地域計画変更申出を受け、協議、公告縦覧を経て、令和7年4月30日付けで地域計画からの除外も完了しています。

この件につきましては、野澤会長、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

地域計画に絡んでるということで、それが法律が変わったばかりで、ちょっと変則的な状況ではあったんですけども、4月1日に私と野澤会長それから仲介人と3人で現地を確認させていただいてます。

先ほど事務局からもお話ありましたけれども、譲受人実家の近く、すぐ近くにある住宅の建築を検討していたということで土地を探したんですけども、現地の父親のQさんの方から、お隣の畑を住宅に使用してもいいと承諾を得られたということで今回の申請になっております。境界につきましては当然明確で問題ありませんし、一部上下水道についても問題ないと、それから雨水は浸透で処理するというような話をいただいておりますので、特に問題ないかということで考えております。

以上の内容で、一応4月の農業協議会で地域計画の方は許可いただいておりますので、今回の5条の申請ということでご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### <野澤会長>

ありがとうございます。何か他に質問ございますでしょうか。なければ採決に入りたいと思ひます。賛成の方挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございます。

#### <事務局中澤>

8ページをご覧ください。農地それぞれこれから個別の説明の前に、私の方から説明させていただきたいのですが、これから上げる議案第2号と第3号につきましては、両方とも非農地の申請に関わる議案となっております。その非農地について簡単にご説明させていただきます。

非農地とは、土地の登記簿上の地目が田や畑など農地であっても、その現状が農地以外の土地、宅地だったり雑種地だったり山林などそういったものになっているもので一定の条件を満たしている場合は、非農地として証明を受けることができます。

この証明に関しましては平成24年に辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領というものがあまして、そちらの方で定めてあり、証明基準が盛り込まれています。

大きく分けて4つあるんですが、一つは昭和27年に農地法が施行されて、その施行日以前に既に建物や工作物の建造、あとは植林と山になっているとかそういったものの非農地としたもの、2番目にその施行日の昭和27年以降であっても、人為的に建物が建ってしまったりといった無断転用がされた土地であっても、その行為が20年以上経過し、農業委員会の方でやむを得ないと認める場合、3番目は耕作放棄後20年以上経過し、自然林、山林化なんですけど農地への復元が困難であり、農地として利用される可能性がないもの、4番目に水害やその他の災害により農地が流出してしまったり埋没してしまったり、今後の復旧の見込みがなく放置されているもの、そういった

農地に関しまして非農地証明というものを農業委員会の方で出すことができます。

今回の議案の第2号は個別の申請になります。この個別に自分の農地が、例えばもう山林化してるからとか、今回の場合は住宅の横に畑があったんですが、そこを既にカーポートを置いてあったりとかそういうもう宅地化されてしまっているの、もう住宅敷地として現況通りにしてくださいっていう、こういう個別の申請があるものがあります。

これは審議の上、承認されたときに非農地申請書というものを交付し、地目変更自体は申請者本人によって法務局の方で手続きをとっていただくことになります。

議案第3号の方に農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない土地の判断についてという項目がありますが、こちらの議案は一括処理ということで、毎年9月に農地パトロールというのを行いまして、そちらの方で明らかにここは山だとか、もう農地に戻る可能性が低いなというところに関しまして、その中から例えば官公庁の所有地だったり、町所有の農地であったり、あと所有者が不明の農地であったりそういったところを抜いた農地に関して、一度所有者に対し非農地にしていいですかっていう意向調査を行います。もう非農地にしてくださいという異議がなかった農地について改めてこの農業委員会の総会で審議をしていただき、審議でいいよっていうことになりましたら、改めて所有者の方には非農地通知書を送付します。

合わせて法務局に対しても町長より申し出を行い、法務局登記官の職権で一括して地目変更を行っていただくということになります。

個別申請の場合でも一括処理の場合でも、例えばそれを基盤整備した農地であったり周囲の状況を見て、明らかに隣はきちんと農業されてるといったようなところに隣接した農地だったり、そういったところはやっぱり簡単に非農地にはできない。あくまでもその所有者さんが、長年耕作してなくて荒れちゃったから非農地にしてねっていうのは基本的にはありません。そういったところをこれからまた9月に農地パトロールでそういった農地を見ていただくことになりますので、また改めてそのときにはご説明しますが、一括処理と個別の申請という2種類の非農地のにする処理があるということだけちょっとご説明させていただきましたので、頭の中にちょっと止めておいていただければなと思います。

## 【議案第2号、非農地の申請について】

<野澤事務局次長>

1番、非農地証明書の交付申請であります。

詳細は議案書8ページ、地図は11ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住まいのTさんが所有いたします

大字小野、地目は畑、面積164㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は平成28年頃より玄関への出入口通路、車庫の一部として利用されており、課税も宅地課税となっていることから、現況に沿った地目変更をしたいということです。

農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、飯澤代理、中村推進委員にご確認いただいております。

<中村推進委員>

はい、事務局から説明があった通りであります。4月13日に飯澤代理と現場を確認いたしました。Tさんは一人暮らしで身寄りがないということで、高齢のため今後の事を考えると土地の処分等をどうしようかということでありまして、現在の宅地の方の土地は〇〇の土地というようなことでありました。

隣の畑は住宅敷地の一部になっておりますけれど、こちらの方は本人の所有ということでありますが、玄関あるいはポーチそれから一部車庫に使用してありまして、今後のことを考えると、その土地については〇〇の方に寄付をし、寄贈したいというような考えもお持ちのようで、そこで宅地に変更しておいて〇〇に寄贈したいということになります。宅地の方に隣接の宅地につきましても、〇〇の方に寄贈したいというふうなそんな考えもあるようであります。よろしくお願ひします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。今の件につきまして質問のある方は挙手をお願いします。なければ採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はいありがとうございます。

### **【議案第3号、農地に該当しない土地の判断について】**

<野澤事務局次長>

農地に該当しない土地の判断について、農地一覧は議案書の10ページから12ページに掲載の64筆、26,715㎡です。

対象農地につきましては、地区ごと前年度までの担当委員さんにご確認、ご判断いただいたうえで、所有者にも非農地にする事の同意を得ておりますので、今回期をまたいでしまいましたが、ご賛同いただけましたら、所有者もしくは経営者に対して非農

地通知書を送付し、法務局に一括申請を行います。ご審議をお願いします。

<野澤会長>

はい、ありがとうございました。今の議案第3号について何かご質問ありましたらお願いいたします。

この件につきましてはまた今年の9月農地パトロールに皆さんに行っていて、また同じようなことを来年の同じぐらいの時期にします。また、お願いいたします。

質問なければこれについて採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)はい、ありがとうございます。

## 報告事項

<野澤事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の13ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続の届出計10件、議案書の13ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
- (3) 農地所有適格法人「U株式会社」の設立について、書類を受理していますが、まず農地所有適格法人について説明いたします。

<事務局中澤>

皆様のお手元に両面刷りのものなんですが、法人が農業に参入する場合の要件、裏が農地所有適格法人の要件ということでお配りさせていただいております。

農地所有適格法人とは、農地法の第2条に書かれており、農業経営を行うために農地の権利を取得できる法人のことを言います。現状辰野町において農地所有適格法人になっているところは農事組合法人〇〇と株式会社△△の2社になります。一般の企業が農地を購入することは現状ではできません。借りることができますが、買うことができません。そのために、農地を所有したいという企業はまずこの農地所有適格法人になっていただかなければならないのですが、農地所有適格法人になるための要件としましては、法人の形態を受け、株式会社、農事組合法人運営会社、合資会社、合同会社という法人形態が必要であるということ、あと事業要件としては主たる事業が農業であること、それから議決権の要件としまして農業関係者が総議決権の過半数を

占めること、あと4番目に役員要件ということで役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であること、役員または重要な使用人の1人以上が法人の行う農業に必要な農作業に従事することという役員要件、この四つの要件を満たし、なおかつ事業年度の終了後3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会に必ず報告しなければならないということが義務が生じてきます。

この報告書に関しては虚偽の報告をしたり、提出をしなかったりっていうと30万円以下の過料が科せられるといったようなことがあります。

この農地所有適格法人になるメリットとしては、一般企業でも農地を取得できるとか、融資や補助金の中に農地所有適格法人であることというものが要件とされているものもありますので、そういった面でメリットがある。ただしこの農地を保有している間は組織形態がこの要件をずっと満たし続けなきゃいけないだったり、毎年の報告書を出さなきゃいけないっていうところで、なかなかこの所有適格法人になる会社っていうのは限られてはきているのが実情です。今回は報告事項として挙げさせていただいておりますが、農地所有適格法人として認めてほしいということで1社書類が出てきましたのでその件でお願いしたいと思います。

<野澤会長>

はい、ありがとうございます。ちょっと目新しいことになりましたが、一応この点ご理解をお願いいたします。

<事務局中澤>

今回、農地所有適格法人として設立される法人「U株式会社」は、種苗の育種・生産・販売等を行う法人であります。

辰野町におきましては、上平出の農地を32アール借り受け、野菜等の育種をされる予定です。従業員につきましても、今年度より地域おこし協力隊が1名常駐されています。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。あとは厚木にも事務所があります。元々そっちでやられてたんですが、今回上平出の空き家に付随した農地で、空き家は取得、農地は当時3月で農地所有適格法人ではなかったもので、利用権設定で農地を借りられて耕作をされ、ゆくゆくは農地も会社として取得していきたいとそういう話を伺っております。

<野澤会長>

審議については以上になりますが、ちょっとすみません、農業委員さん推進委員さんの皆さんには、農地の確認については先月ご説明しなかったものであらためて説明

いたします。

農地の確認 3 条 5 条 4 条、これについてはいつ誰が立ち会ったか、例えば司法書士などの関係者、または一応譲受人とかそういうことを明確にしていきたい。

それから譲渡理由、どうしてそこを譲渡するのか、それから境界がきちんとできているか、これは後でまたトラブルも考えられます。私達が境界間違ってるのに受けちゃつてると、なぜっていうことで出てくるかと思います。また農地については、その周辺農地にそれを譲渡することによって何か影響が起きるか、例えば住宅を建てれば、当然日陰になるとかそういうことは発生します。ですのでそういう農業の影響を受けるかどうか、また譲受人の方が本当に農業ができるのか。要するに耕作機械もないそういう方がいきなり農地を譲り受けて、その方が農業が成立してもこれは本当なのかその確認をしなければいけない。そういうことについて皆さんについては現地で確認をしていただき、リサーチをしていただいた上で、ここで報告をしていただきたいと思います。

<丸山事務局長>

はい、ありがとうございます。それでは引き続いて 5 番のその他ですが、事務局は特にありませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

(閉会)

<飯澤職務代理>

はい慎重審議ありがとうございました。これをにて農業委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印